**【居宅介護支援事業所関係　目次】**

**資料１**

1． 実地指導及び指定更新について 3

(1) 実地指導について

① 本年度の実施状況及び主な指摘事項

②　実地指導の方法

③ 令和４年度の実施方針（予定）

(2) 指定更新について

①　令和４年度の対象事業所数

②　指定更新事務に係る標準的なスケジュール

　　　③　その他

2． 各種申請、届出及び手続きについて 5

(1) 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式の変更について

(2) 指定（更新）申請書及び変更届出書等における様式の変更及び提出方法について

3． 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン届出について 6

4． その他 8

(1) 居宅介護支援事業所の公正中立性の確保について

　　　　　～居宅介護支援提供開始の際の利用者への文書の交付、説明、署名を得ること～

(2) 特定事業所集中減算の書類作成及び届出について

（3）令和３年度改正における経過措置について

　　　　　～管理者要件、感染症対策の強化、

業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進～

(4) 第６表：サービス利用票（兼居宅サービス計画）の「利用者確認」について

(5)　福祉用具・住宅改修について

　　　①　特定福祉用具購入

　　　②　住宅改修

5． 関連資料一覧 12

6． 関連様式一覧 12

**お願い**

１．本資料は、令和4年3月11日（金）時点までに入った国からの情報（令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料を含む。）等に基づき作成しておりますことをご承知おきください。

　　参考：令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

　　　　　（<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24316.html>）

２．本資料と併せて、栃木県指導監査課が開催する集団説明会の資料もご確認いただきますようお願いします。

# 実地指導及び指定更新について

## 実地指導について

### 本年度の実施状況及び主な指摘事項

本年度の実施状況

・R4.3.1現在の市内居宅介護支援事業所数…55事業所

・実地指導実施事業所…7事業所

※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、事業所内での確認等が困難であるため事前提出書類に基づき指導を行った事業所を含む。

　　　 　主な指摘事項

　　　　　 ・介護保険情報公表システム上における項目の未修正等

　　　　　 ・重要事項説明書不備

　　　　　 ・介護支援専門員の研修計画の不備

　　　　　 ・各種加算の算定要件

　　　　　 ・提出すべき書類の未提出（特定事業所集中減算等）

　　②　実地指導の方法

　　　 ・実地指導は、指導対象事業者より事前に資料提出を求めて確認の上、当該事業所

に赴き、関係法令等に基づき、関係書類等を閲覧し、面談方式で実施

　　　　 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、面談方式ではなく、市役所内の会議室等にて関係書類の確認、ヒアリングを行う方法も検討

・各種加算を算定している場合、算定要件に必要となる挙証資料を重点的に確認

### ③　令和４年度の実施方針（予定）

・指定有効期間内に実地指導を行っていない事業所

・R4.10.1～R5.9.30の間に指定有効期間が満了となる事業所を中心に実施

　 ・新規指定から１年以上経過し、かつ新規指定から実地指導を行っていない事業所

　 ・その他の事情により実地指導が必要と認められる事業所

## 指定更新について

### 令和４年度の対象事業所数

・R4.4.1～R5.3.31の間に指定有効期間が満了となる事業所…12事業所（約22％）

### 指定更新事務に係る標準的なスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 事務内容 |
| ｎ－３月中旬頃 | 更新申請受付通知の発送（市→事業所） |
| ｎ－２月下旬まで | 更新申請書類の提出（事業所→市） |
| ｎ－１月下旬まで | 指定通知の発送（市→事業所） |
| ｎ月１日 | 指定更新期間開始 |

③　その他

指定更新申請に係る添付書類の見直しについて

本市における指定更新申請書及び添付書類について、介護保険最新情報vol.955及び956【資料1-1、資料1-2】等を踏まえて見直しを行い、令和4年4月1日から様式等の一部を改正する。令和4年4月1日以降は改正後の様式により提出いただきたい。

　　　　　 　《主な改正内容》

 　・指定（更新）申請書について、改正前は「新規指定」と「更新」を同一の様式としていたが、改正後はそれぞれ別様式とし、新様式として「指定更新申請書」を追加する。

　　　　　　 　・国から提示された様式例及び介護保険法施行規則を参考に、更新申請の際に添付すべき書類及び各添付書類における省略の可否を改める。

併せて、指定申請書、変更届出書及び再開届出書等の様式についても同様に見直しを行い、様式の一部を改正する。

詳細は、5ページ「2．各種申請、届出及び手続きについて　(2) 指定（更新）申請書及び変更届出書等における様式の変更及び提出方法について」を確認いただきたい。

なお、 改正後の各種様式等は栃木市ホームページに掲載する。

 《市ホームページ掲載場所》

　　　　　　　トップページ ＞ 分類でさがす ＞ 事業者の方へ ＞ 産業振興 ＞ 福祉・健康・介護 ＞ 居宅介護支援事業所の指定・各種届出

　　　　 　　《対象ページのURL》

https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/555.html

提出方法の変更について

介護分野の文書に係る負担軽減等の観点から、直接持参又は郵送による提出のほか、電子メールによる提出を可能とする。

電子メールによる提出の場合は、指定更新申請書及び各添付書類をそれぞれＰＤＦ化した上で送付いただきたい。

# 各種申請、届出及び手続きについて

（1）居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式の変更について

　　　　居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を確認する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果等を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに対する被保険者の同意欄を追加する改正を行ったので、令和4年4月1日以降は改正後の様式により提出いただきたい。【様式1-1、様式1-2】

（2）指定（更新）申請書及び変更届出書等における様式の変更及び提出方法について

指定（更新）に係る申請書類及び各種届出書の一部改正について

指定（更新）に係る申請書類及び各種届出書について、介護保険最新情報vol.955及び956【資料1-1、資料1-2】等を踏まえて見直しを行い、令和4年4月1日から様式等の一部を改正する。

主な改正内容は、以下の2点である。

　　・指定（更新）申請書及び各種届出書について、国が提示した様式例に改める。

　　・新規指定申請又は更新申請の際に添付すべき書類及び各添付書類における省略の可否について、国から提示された様式例及び介護保険法施行規則を参考に改める。

改正後の各様式等について、市ホームページに掲載するので確認いただき、令和4年4月1日以降は改正後の様式により提出いただきたい。

 　《市ホームページ掲載場所》

　　　　　　トップページ ＞ 分類でさがす ＞ 事業所の方へ ＞ 産業振興 ＞ 福祉・健康・

介護 ＞ 居宅介護支援事業所の指定・各種届出

　　　　 　《対象ページのURL》

https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/555.html

各種申請（届出）書類の提出方法について

介護分野の文書に係る負担軽減等の観点から、直接持参又は郵送による提出のほか、電子メールによる提出を可能とする。

電子メールによる提出の場合は、各種申請（届出）書類をそれぞれＰＤＦ化した上で送付いただきたい。

# 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン届出について

**■概要**

　　令和３年１０月１日から、利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するため、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出し、検証することとされました。

　　厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第３３６号）に該当し、市から求めがあった場合は、次のとおり届出をお願いいたします。

**■届出対象**

　令和３年１０月１日以降に作成又は変更されたケアプランの内、次のいずれにも該当する居

宅介護支援事業所

　　１． 事業所全利用者の区分支給限度基準額の総額に対して、サービス費の利用割合が

７割以上

　 ２． 「１」の内、訪問介護がサービス費の総額に占める割合が６割以上

**■提出書類**

　届出が必要な場合は、栃木市から事業所へ個別にご連絡いたします。

その際は以下の書類をご提出ください。※「１」以外はすべて写しを提出

　　１．居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの届出書（兼理由書）【様式1-3】

　　２．利用者基本情報（フェイスシート）

　　３．アセスメントシート

　　４．居宅サービス計画（第１表～第７表）

　　５．訪問介護計画書（訪問介護事業所から提供を受けたもの）

**■提出先**

　　〒328-8686　栃木市万町９番２５号　℡0282-21-2251・2252（郵送又は窓口提出）

　　　栃木市役所　保健福祉部　高齢介護課　介護保険係

**■提出後の対応**

　・市が提出されたケアプアンについて内容の検証を行います。

　・市から検証結果通知を事業所へ送付しますので、ケアプランの見直しが必要とされた場合

には、検証対象のケアプランについて再検討するとともに、その他の類似ケアプランにつ

いても再検討を実施し、必要に応じケアプランの変更を行ってください。

　・再検討結果を、ケアプラン変更の有無に関わらず、市に報告してください。

別紙「ケアプランの再検討結果について（報告）」による。【様式1-4】

　・再検討結果報告書の添付書類については、次のとおりです。

　　◎居宅サービス計画の変更有：変更後の居宅サービス計画書（第１表～第７表）の写し

　　◎居宅サービス計画の変更無：再検討の内容が確認できる書類（サービス担当者会議の要点「第４表」、居宅介護支援経過「第５表」等）

**■その他**

　・利用者が様々な事情を抱えている場合もあることから、届出の基準に該当することをもってサービスの利用制限を行うものではありません。

　・すでに「訪問介護（生活援助中心型）の利用回数が基準回数以上となるケアプラン検証」の

対象となっている場合は、「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの届出書（兼理

由書）」の提出は対象外となります。この場合、「訪問介護（生活援助中心型）の利用回数が

基準回数以上となるケアプラン」の届出は必要となります。

　　　※訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出

　　　　【提出先】

　　　　　令和４年度以降：高齢介護課介護保険係へ変更となります。（郵送又は窓口提出）

　　　　　　　　　　　　　（各地域包括支援センター経由での提出可）

**■関連資料**

　【資料1-3】介護保険最新情報vol.1006（令和3年9月14日）

　　「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）

　【資料1-4】介護保険最新情報vol.1009（令和3年9月22日）

　　居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）

# その他

## 居宅介護支援事業所の公正中立性の確保について

　居宅介護支援提供開始の際の利用者への文書の交付、説明、署名を得ること

～こんなことがありませんか？～

●利用者への公正な情報提供が不十分である。

●重要事項説明書等に、利用者は複数の事業者の紹介を求めることができること等を記載していない。

●居宅介護支援事業者は、利用者自身による自由なサービス選択の幅を広げるため、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとし、情報提供等の資料や手段等を整備しておくこと。

●居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対し次の３点について文書を交付して説明を行い、署名を得ること。（行っていない場合は、運営基準減算に該当）

①利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

②利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

③前６月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前６月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護等のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（上位３位まで）等

※「同一事業者によって提供されたものの割合」については、前６月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等の各事業者における提供回数のうち（同一事業者が同一利用者に複数回提供してもカウントは１）、同一事業者によって提供されたものの割合の算出に係る小数点以下の端数処理については、切り捨てても差し支えない。

〇前期：３月１日から８月末日　　　〇後期：９月１日から２月末日

（交付文書は、直近のいずれかの期間）

※国：令和３年３月２６日付「令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ(vol.３)」

Ｐ.69【居宅介護支援】〇契約時の説明について(問111)

##

（2）特定事業所集中減算の書類作成及び届出について

　～書類の未作成や届出書の未提出がありませんか？～

　　●すべての居宅介護支援事業所は、毎年度２回、居宅介護支援計画に位置付けられた「訪

問介護サービス等」に係る紹介率最高法人の名称等について記載した書類を作成し、５年

間保存する。（紹介率最高法人の割合が８０％を超えない場合でも作成し５年間保管）

●いずれかのサービスのうち１つでも算定結果が８０％を超えた場合は、「正当な理由の範囲」に該当するか否かに関わらず、市へ届出する必要がある。

●記載された理由が正当な理由に該当するかどうかは、市が判断し、減算適用の有無を通知する。

●実施指導において届出書を確認するほか、必要に応じて提出を求めることがある。

●毎年度２回、書類作成の時期等【様式1-5】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 判定期間 | 作成・届出期限 | 減算適用期間 |
| 前期 | ３月１日から８月末日 | ９月15日 | 10月１日から３月31日 |
| 後期 | ９月１日から２月末日 | ３月15日 | ４月１日から９月30日 |

　　☆居宅介護支援は、「利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない」、「特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行わなければならない」とされている点にも十分留意し、常に利用者の立場に立って日々の業務にあたっていただきますよう改めてお願いいたします。

## （3）令和３年度改正における経過措置について

管理者要件

　　・令和３年４月１日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。

　　・ただし、以下のような主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

　　・令和３年４月１日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出た場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を１年延長するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。

　（※）不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり

　　　　・本人の死亡、長期療養など健康上の問題発生

　　　　・急な退職や転居等

　　　　・特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

　　管理者要件の適用猶予

　　・令和３年３月３１日時点で主任介護支援専門員が管理者でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和９年３月３１日までとする。

感染症対策の強化

　　・介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等を義務付ける。

なお、令和６年３月３１日までは努力義務とする。

業務継続に向けた取組の強化

　・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施等を義務付ける。

なお、令和６年３月３１日までは努力義務とする。

高齢者虐待防止の推進

　　・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付ける。

なお、令和６年３月３１日までは努力義務とする。

☆令和６年３月３１日までの経過措置はあるが、令和３年度より運営規定に定めておかなければならない事項として追加された。

運営規程を変更した場合には、本市宛て変更届及び関係書類を提出いただきたい。

## （4）第６表：サービス利用票（兼居宅サービス計画）の「利用者確認」について

　　　令和３年度の「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正により、第６表の利用者確認欄がなくなったが、当該居宅サービス計画の内容については、利用者又は家族に対して説明を行い、文書により同意を得なければならないこと及び「給付管理業務」が月を単位として行われるため、「居宅サービス計画の説明及び同意」についても月毎に確認を要することになる。

そのため、第６表の控には、利用者確認として押印や署名を受ける必要がある。

## （5）福祉用具・住宅改修について

　　①　特定福祉用具購入

指定事業所以外からの購入は支給対象とならないので、購入前に十分確認いただきた

い。

掲載場所（栃木県の場合）

県ホームページ > 子育て・福祉・医療 > 高齢者 > 介護保険 > 介護保険情報

 > 介護サービス事業所一覧 > 特定福祉用具販売事業所

②　住宅改修

令和４年３月全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（高齢支援課）【資料1-5】P.73に記載のとおり、介護保険制度における住宅改修については、在宅介護の重視、自立支援の観点から、利用者の日常生活を行う上で必要となる自宅の段差の解消、手すりの設置などの改修を対象としているところである。また、福祉用具の利用と組み合わせることで、自立支援に向けてより効果的な支援を行うことができるケースもあり、利用者の居住環境整備のために重要な制度である。

平成30 年度には、住宅改修の内容や価格を市町村が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、事前申請時に利用者が市町村に提出する見積書類の様式例（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を示したほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、引き続き対応いただきたい。

# 関連資料一覧

資料1-1：介護保険最新情報vol.955（令和3年3月30日）

「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について（その２）」の送付について

資料1-2：介護保険最新情報vol.956（令和3年3月30日）

　指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について（その２）

　　資料1-3：介護保険最新情報vol.1006（令和3年9月14日）

　　　　　　　「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）

　　資料1-4：介護保険最新情報vol.1009（令和3年9月22日）

　　　　　　　居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）

資料1-5：令和4年3月全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（高齢者支援課）

※該当部分のみ抜粋

**6.関連様式一覧**

様式1-1：居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（居宅介護支援事業所用）

様式1-2：居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（(看護)小規模多機能型居宅介護事業所用）

様式1-3：居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの届出書（兼理由書）

様式1-4：ケアプランの再検討結果について（報告）

様式1-5：居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書